

元気づくり・地域づくり会議（第2層協議体）の設置にあたって

元気づくり・地域づくり会議を設立する形態

次の①または②のいずれかの協議体を「元気づくり・地域づくり会議」と称します。

- ① 校区協議体（ひとつの小学校区で協議体を設立）
- ② 校区合同協議体（同一日常生活圏域内の複数の小学校区で協議体を設立）

元気づくり・地域づくり会議では何をするの？

- ① 地域の課題についての意見交換
- ② 課題解決プランについての意見交換

オプション:協議体が事業を実施することも可能です。事務作業等は協議体事務局が行います。

設立にあたって、決めていただきたいこと

- (1) 下表を参考に、協議体のレギュラーとなるメンバーを定めて下さい。

「元気づくり・地域づくりプロジェクト」の関連主体

【1】	地域住民	校区コミュニティ協議会（校区福祉委員・民生児童委員 自治会・老人クラブなど）など
【2】	公的業務実施機関	枚方市・枚方市社会福祉協議会・地域包括支援センター など
【3】	民間事業所など	医療機関・介護事業所・NPO・企業 など

※ レギュラー以外のメンバーについては、関連案件があるときに出席を依頼するなど柔軟に対応して下さい。

※ 校区コミュニティ協議会として校区福祉委員・民生児童委員、また枚方市社会福祉協議会・地域包括支援センターについては、できる限りレギュラーメンバーでご配慮ください。

- (2) 会議の開催回数・開催方法・協議体の長の選任の有無・会議の進行方法などについては、各協議体で定めて下さい

- (3) 「元気づくり・地域づくりコーディネーター」についてご検討下さい。

A：元気づくり・地域づくりコーディネーター（1年契約（4月～翌年3月）：更新可）	
主な担任意務	・地域課題の把握（会議への出席・事務局等との情報交換を含む） ・課題解決のためのプラン立案 ・プラン実現に向けての調整、進捗管理 ・市への実績報告（活動記録・プラン進捗状況表：まとめて年2回報告）
設置時期	特に定めはありません。取り組む課題が明確になった時など、協議体がコーディネーター設置の意向を示した時点
委託料(平成28年度)	（1小学校区あたり）25万円／年 ※年度途中設置の場合は月割
受託者	地域の方や団体に受託していただくことが望ましいですが、地域包括支援センター等が担うこともできます。 団体例）第2層協議体○○部門、校区コミュニティ協議会、 校区福祉委員会、社会福祉協議会、地域包括支援センター など

B：事務局事務、C：圏域基本事務は裏面

B：協議体事務局運営事務（1年契約（4月～翌年3月）：更新可）

事務局事務は地域包括支援センターが担わせていただきます。

C：圏域基本事務（1年契約：更新可）

圏域基本事務は地域包括支援センターが担わせていただきます。

- 協議体が実施する介護予防事業の事業費などは、別途補助金交付や委託の対象となる場合があります。

【参考】

委託料と補助金の違いについて

	事業委託	事業費補助
支払の根拠	委託契約	補助金交付決定
事業内容	市の業務	事業実施者が自主的に行う事業で、市の施策目的と合致するもの
実施内容	仕様書に定められた業務内容	事業計画に沿った内容
必要書類	契約書 実施報告書など	事業計画書 事業実績報告書 補助金申請書
金額の算定	人件費・必要経費などを勘案して予め委託料を設定。 その範囲内で業務を執行。	補助を行う項目について一定の補助率や上限に基づいた金額。
精算	不要	収支報告書、領収書等の添付
支払時期	後払い (実績報告で分割支払可)	概算払いによる前払い可